

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		景観重要建造物の原状回復等の命令	
根拠条例・規則名		景観法	
条 項		第 2 3 条 第 1 項	
所 管 部 課		都市局都市計画部都市計画課 (電話：048-829-1409)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、基準を設定することが困難である。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日最終改正
備 考			